

10月から幼児教育・保育の無償化スタート

幼児教育・保育の無償化に関して、概要をお知らせします。

問い合わせ こども家庭課 ☎24・8054

対象者・対象範囲

施設	年齢	世帯	無償化の範囲	申請
保育所 認定こども園	3歳～5歳児	全世帯	全額	不要 (対象者には、9月下旬に園を通じて決定通知書を送ります)
	0歳～2歳児	市民税非課税世帯		
幼稚園	満3歳～5歳児	全世帯	上限25,700円/月	必要 (9月上旬に、園を通じて申請方法をお知らせします)

※無償化の開始年齢(3歳)について

- 認定こども園(1号認定)、幼稚園……満3歳から無償
- 認定こども園(2・3号認定)、保育所……3歳児クラスになったときから無償



副食費(おかず、おやつ)など

通園送迎費や行事費など実費で徴収する費用は無償化の対象外です。主食費や副食費については右表のとおりですが、下記の場合は副食費が無償となります。

- 年収360万円未満相当世帯の子供
- 18歳以下の児童が3人以上いる世帯の第3子以降の子供

年齢	主食費・副食費
3歳～5歳児	園による実費徴収 (保育料に含まず保護者負担)
0歳～2歳児	保育料に含まれています

預かり保育の利用料【認定こども園(1号認定)・幼稚園】

保育の必要性の認定を受けると、保育料に加え、利用日数に応じて、預かり保育の利用料が無償になります。申請については、園を通じてお知らせします。

- 年度当初現在で3歳になっている子供(上限11,300円/月)
- 満3歳児で、かつ、市民税が非課税世帯の子供(上限16,300円/月)

児童発達支援等の利用者負担の無償化

就学前の障がいのある子供たちのための児童発達支援等の利用者負担が無料となります。

■対象者 3歳(年度当初現在で3歳以上)から5歳(小学校就学前)までの子供

■無料となるサービス 児童発達支援、保育所等訪問支援など

※現在実費負担している食費などについては、無償化の対象外となります。

■そのほか 無償化にあたり、新たな手続きの必要はありません。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ ふれあい福祉課 ☎24・8052

こどもおしごとたいけん2019

市民センター特設会場「こどもものまち」や消防署、こども園などで仕事を体験します。

とき 11月17日(日)午前の部：9時30分～12時10分、午後の部：13時30分～16時10分

ところ 市民センターほか

対象 市内在住の小学生

定員 各200人(応募多数の場合は抽選)

参加費 500円

申し込み 9月20日(金)～27日(金)の間に市ホームページから

問い合わせ こども家庭課 ☎24・8054



10月から消費税率の改定に伴い

公共料金などが改定されます

10月1日以降、消費税の税率が10%(現行8%)になります。

これに伴い、公共施設の使用料のほか、水道料金や下水道使用料などが一部改定されます。ご理解をお願いします。



◎公共施設の使用料、附属設備使用料など

施設名	問い合わせ先
弁慶スタジアム、勸進帳スタジアム、未広相撲場、未広屋内相撲場、未広屋外水泳プール、義経アリーナ、小松屋内水泳プール	スポーツ育成課 ☎24・8139
安宅海浜公園(安宅グラウンド)	
スカイパークこまつ翼(サッカー・ラグビー場など)	
木場潟スポーツ研修センター、念仏林グラウンド、小松市武道館	
こまつドーム(アリーナ、生涯学習センターなど)	緑花公園センター ☎24・8101
大倉岳高原スキー場(リフト1日券・シーズン券)	
ふれあい健康広場(ゴルフ場・キャンプ場)	
公会堂(大ホール、会議室など)	はつらつ協働課 ☎24・8397
市民センター(大ホール、小ホールなど)	
こまつ芸術劇場うらら(大ホール、小ホールなど)	観光文化課 ☎24・8130
航空プラザ(会議室、研修室)	
市民交流プラザ The MAT'S(ホール)	
市民ギャラリーフレ	
仙叟屋敷ならびに玄庵	
ジャパン九谷のふるさと松雲堂	
こまつ曳山交流館みよさ	
大杉みどりの里(宿泊料<大人>)	
空とこども絵本館(ホールなど)	
サイエンスヒルズこまつ(イベントホールなど)※観覧料は変わりません	
こまつ食彩工房	大杉みどりの里 ☎46・1812
西俣キャンプ場	
道の駅こまつ木場潟(市民農園)	
漁港施設(土砂採取料など)	空とこども絵本館 ☎23・0033
デジタル通信施設(市運営の中山間地域のケーブルテレビ、インターネット)	
	ひとものづくり科学館 ☎22・8610
	農林水産課 ☎24・8080
	ICT改革課 ☎24・8047

◎水道、簡易水道、下水道(公共下水、地域下水、農業集落排水)(11月検針分より)

項目	問い合わせ先
水道料金、下水道使用料	料金業務課 ☎24・8114

◎小松市民病院

項目	問い合わせ先
文書料(診断書、証明書)、個室利用料など	市民病院総務課 ☎22・7111